

(2) ^{もくぞうだいにちによらいざぞう}木造大日如来坐像 (有形文化財・彫刻)

深谷市

- ・深谷市横瀬に所在する^{けぞうじ}華蔵寺の大日堂本尊。当寺は、^{こうずけのくににつたのしょう}上野国新田莊 (現太田市、伊勢崎市・みどり市・深谷市の各一部) を本拠とした^{につたよしかね}新田義兼が、建久5年(1194)に開いたとされる真言宗寺院。
- ・義兼の守り本尊と伝わる本像は、等身より一回り大きい^{たいぞうかい}胎蔵界大日如来像で、制作時期は12世紀後半と推定される。ヒノキ材の^{よせぎづくり}寄木造で、^{じょうちょう}定朝様式にならい、都風に洗練された出来栄である。
- ・本像は、県北域に所在する平安仏の中でも、^{じょうちょう}定朝様彫刻の典型作として際立った存在であり、また古代末から中世の新田莊に展開した仏教文化の一端を知る資料として、貴重である。



正面



左側面



背面



右側面

地域秘仏 後世に

華蔵寺坐像が 県の文化財に

県有形文化財に指定された木造大日如来坐像は、深谷市横瀬にある華蔵寺の大日堂で長年、大切に安置されてきた。鎌倉時代の武将・新田義兼の守り本尊として12世紀末に造られ、膝裏には永祿元(1558)年に修理された銘が残っている。

寺には坐像の安置にまつわる言い伝えが残されている。大日如来坐像はもともと京都で作られたもので、栃木県足利市内の別の寺に納める予定だった。京都から秩父往還を通って運ばれる際、運搬に関わった人が華蔵寺で休みを取った。その人は秩父の人で、休憩中に「横瀬」という地名を見て、「これも何かの縁ではないか」と思案。1体

を置いていったとされている。同寺の菅間隆惲住職(73)によると、同寺の大日如来坐像は印の結び方から密教の胎蔵界の



大日堂の前で、木造大日如来坐像について話す菅間住職。深谷市横瀬の華蔵寺

もの。一方の足利市内の大日如来は金剛界。もともとは仏像は一對で、当時2体が作られたのではないかとという。「新田氏と地元の檀家の方が相当あったからできたのでは」と説明した。

仏像は地域や同寺で長年にわたって秘仏として大切に扱われ、あまり公開をすることもなかった。住職が子どもの頃に扉を開こうとすると、大人から「目がつぶれてしまふ」と叱られたことがあった。以前はお堂で告別式も行っていたが、扉を開けることはなかったという。

同寺では現在、1年に1度公開帳を行っている。菅間住職は「(文化財の指定は)大変光栄なこと。管理者として責任の重みを感じている。後世に伝えて、たくさんの人に礼拝してもらえれば」と思っていると言っていた。

＝一面参照 (村田恭一)

金鑽神社社殿を指定

県文化財華蔵寺坐像含め8件

①「金鑽神社社殿」(本庄市)の本殿の側面や背面には、外壁に極彩色の彫刻がはめ込まれている②「木造大日如来坐像」(深谷市)(いずれも県生涯学習文化財課提供)



長からの答申を受け、本庄

県教育委員会は28日、県文化財保護審議会(根岸茂夫会長)からの答申を受け、本庄市の「金鑽神社社殿」を有形文化財(建造物)とするなど、8件を県の文化財に指定すると発表した。24日の県報告宗

で正式に指定となる。1件の指定解除があり、県指定文化財は選択無形民俗文化財と合わせて計715件になる。

金鑽神社社殿は三つの建物からなる。本殿と拝殿、それぞれを一つずつ幣殿は、それぞれ江戸時代の1724(享保9)年、78(安永7)年、1850(嘉永3)年の建立と伝え

られている。本殿と拝殿の極彩色の彫刻装飾からは、17世紀の簡素な意匠から、18世紀中旬以降の華やかな装飾への変遷を知ることができる。

有形文化財(彫刻)として、華蔵寺(深谷市)の「木造大日如来坐像」を指定。同像は、鎌倉時代に同市の一部を含む上野国新田荘を本拠とした新田義兼の守り本尊と伝わり、制作時期は12世紀後半と推定される。土ノキ材の寄木造で、定朝様式になり、都風に洗練された出来栄。

無形民俗文化財として、飯

堂で毎年4月12日と10月12日の縁日に、保存会によって奉納される民俗芸能。直径約40センチの双盤鉦と太鼓を打ちながら、特殊な節をつけて「南無阿弥陀仏」を唱える。県西部や東京都多摩地域を中心に、戦時中の中断を経ながらも高いレベルの演奏技術で現在まで伝承されている。

有形文化財(歴史資料)に秩父市の「高岸家文書」を指定する。本文書は北条氏の秩父地方における領国支配や戦国時代の山間村落の実態を伝える史料として学術的な価値が高い。ほかにさいたま市浦和区の「小室家資料」を有形文化財(歴史資料)に、熊谷市の「池上遺跡出土品」を有形文化財(考古資料)に指定する。

また羽生市の「中川低地の河畔砂丘群桑崎砂丘」と杉戸町の「同砂丘群高野砂丘」を天然記念物とする。

1964年に有形文化財(工芸品)に指定された「短刀銘 但州住国光」は、県外在住の個人が所有していることが確認されたため、指定を